

岩手県公安委員会告示第5号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定に基づき、次のとおり同条第1項の運転免許取得者教育が同項各号のいずれにも適合している旨の認定を取り消した。

平成26年2月21日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

- 1 運転免許取得者教育を行う者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社釜石自動車学校
  - (2) 主たる事務所の所在地 釜石市片岸町第5地割2番地の1
  - (3) 代表者の氏名 小澤 伸之助
- 2 運転免許取得者教育に使用する施設の名称 釜石自動車学校
- 3 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地 釜石市片岸町第5地割2番地の1
- 4 運転免許取得者教育の課程の区分 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第1号、第2号、第4号、第7号及び第8号に掲げる課程
- 5 運転免許取得者教育の課程の名称 四輪車課程、二輪車課程、高齢者課程、大型自動二輪車等の二人乗り課程、総合課程
- 6 取消年月日 平成25年12月20日